

SECフラッシュレポート

内部統制報告書に関する規定の施行に伴い開催された SEC 円卓会議における一般的テーマの要約（2005年4月14日）

2005年4月13日水曜日に、米国証券取引委員会（SEC）はサーベンス・オクスレー法404条に基づいて公開会社に要請されている内部統制報告書の実施に関する円卓会議を開催した。円卓会議は6人の識者で構成され下記のテーマについて討議が行われた。

- 初年度
- 公表報告書
- 計画と準備
- 文書化及びテストニング
- コミュニケーション及びテストニング時の判断の使用
- 今後のステップ

公開企業会計監視委員会（PCAOB）のメンバーは円卓会議に参加している。

円卓会議の前に、SECは関係者全員から内部統制に関する規定についての経験を書面で提出するように求めた。SECは公開企業の代表者、監査人、投資家、法曹界のメンバー及びその他の者を円卓会議に招聘した。SECスタッフはこの1日の会議において行われるパネルディスカッションのために30の質問を用意した。

円卓会議での対話から幾つかのテーマが明らかになった。何よりもまず404条の概念は有効であるという全体的な合意があったことである。しかしながら、参加した多くの識者は1年目の対応及び監査費用は過大であり、将来的には削減が必要であると主張した。つまり、彼らが強く主張しているのは「コストベネフィットのバランス」がとれていない、ということである。何人かは、必要な文書が存在せず、財務報告に係る内部統制の改善について十分な配慮と対応を怠ったために膨大な費用がかかったのであり、実際には、何年もの

間、メンテナンスを先送りにした結果であると説明した。一般的な見解としては、初年度における導入は学習過程であり、PCAOB監査基準第2号（AS2）や会計事務所により発行されたその他のガイダンス資料の発表時期及びSECの決定した適用開始時期により影響をうけている。企業及び監査法人の代表者は、(a) 1年目の文書の再利用 (b) 準拠プロセスにおいてリスクベースのアプローチを採用することを全ての関係者が確約することにより、費用削減は2年目で達成可能であると全員が合意した。

円卓会議で明らかになった他のテーマを以下に記載する：

- 1年目のアプローチはハイリスクとローリスクの重み及び重要性が同等であった。多くの評者は、会社の評価プロセスそのものに関するガイダンスが存在しないため、経営者は必然的に監査人に対する基準書を参照せざるを得なかった、と意見を述べている。多くの企業の代表者は、監査人の指導した作業は確立した方法であるとは思えないとの見解を示した。多くの識者は、AS2ではリスクベースアプローチが規定されているが現実には適用されなかったと主張し、円卓会議に参加した監査法人の代表者のうち何人かもその意見に同意した。その代わりに「定量的」で「保守的」なアプローチが適用され、対象範囲、文書化、テストニングが過大になった。
- リスクベースアプローチが必要である。監査法人は、2年目においてはリスクベースアプローチを導入し、財務報告に係る内部統制と財務諸表の監査をより効果的に統合する必要があることを認めた。監査法人は、AS2の公表時期（2004年3月）が適用開始間際となり、これを受けてAS2関連の研修プログラムの実施やAS2関連のガイドライン資料の発行もぎりぎりであったため、統

合監査を実施する十分な時間がなかったと指摘した。その結果、初年度においては統合監査を目標としたが、実際には実施されなかった。2年目においては、初年度の成果に基づいて必要な判断を行い、リスクベースアプローチの適用を促進することが期待される。何名かの識者は、PCAOBに対して (a) 毎年全てのキーコントロールをテストしなければならないという要件 (b) 重要な不備を判断するための「軽微とはいえない (more than inconsequential)」水準について、再考を要請した。また、PCAOBの検査の方針が、今後の監査法人の対応に大いに影響を与えることも指摘された。

- ベストプラクティスの事例が必要である。多くの参加者が、実務に大きなばらつきがあることを指摘した。適用範囲の決定プロセスや、財務報告に係る内部統制の文書化と評価方法のばらつきを改善するために、ベストプラクティスの事例やケーススタディーが必要である。何名かの識者は、ベストプラクティスを作成するために、企業、監査人、規制当局の間で組織的な対話を持つべきであると提案した。
- すべての重大な欠陥は同じではない。何名かの識者は、企業にとってコントロールの不備の評価、合算、分類に関する明確な基準が必要であると指摘した。財務情報利用者の代表者は、重大な欠陥の重要性を評価できるように、重大な欠陥の内容に関する開示を統一することを要求した。また、企業の改善の取り組み状況を四半期報告において定期的に更新することも要求した。
- ビジネス全般に会計・監査基準を適用することの影響に関する共通のテーマがある。例えば、クライアントと監査人の対話に関する独立性の規則の影響や、ビジネス取引を実行する前に経営者が決算数値への影響を正確かつ十分に理解することを要求する場合には、そのような取引を実行する能力に影響を与えかねないことに関して、パネルに参加した識者の多くが懸案を表明した。コ

ントロールの評価プロセスが、新しいITシステムの導入サイクルや買収の時期についての企業の判断に影響を与えることも指摘された。

- 中・小規模の企業は、更なるガイダンスが提供されない限り404条の遵守に伴う過大な費用を負担することになるだろう。トレッドウェイ委員会組織委員会 (COSO) は現在はこの問題を検討しており、この夏にもガイダンス案を公表してパブリックコメントを求める予定である。SECは早期適用以外の企業は2006年7月15日以降終了する事業年度まで適用開始を延期している。
- 多くの評者は適時開示要件の最終的な導入の「凍結」を提案した。現在、SECはいわゆる「早期適用会社」について定期報告書の提出期限を短縮する最終的な要請を、一時的に1年間延期している。改正規則の下では、早期適用会社に対する報告書の提出期限は年次報告書については事業年度末から75日、四半期報告書については四半期の終了日から40日のままとされた。提出期限の短縮により、年次報告書の提出は15日間、四半期報告書の提出は5日間、短縮されることになる。SECのスタッフは、表明された懸念について考慮する姿勢を示した。
- 円卓会議中に取り上げられた事項のうち、今後一層の討議が必要と考えられるその他の事項。例えば、それぞれ以下の事項について検討の必要性が指摘された。
 - * 監査人による第三者による作業の利用の拡大
 - * 内部監査が十分かどうかの評価により一層着目する
 - * IT全般統制及びアプリケーションコントロールの評価方法の明確化
 - * 組織レベルコントロールの有効性の評価により一層焦点をあてる
 - * リスク・アセスメントとエンタープライズリスクマネジメントの導入を含むビジネスモデルにより広く焦点をあてる

これらの成り行きに関して、SECコミッショナー及びスタッフは明確な対応方針を示していないが、PCAOB議長のMcDonoughは、PCAOBが、クライアントの内部統制について過剰な監査手続を実施していると判断された監査法人の指導者層と「厳正な対話」を持つつもりであると述べた。SECコミッショナー及びスタッフはこれら多くの円卓会議のテーマで指摘された事項は、現在の基準及び規則によって対応済みであることを指摘し、パネルディスカッションの間に継続的に、規制当局の観点から何が必要であるかの説明を要求した。SEC及びPCAOBが直面する課題は、市場における現実の活動の中で、その規制の意図するところをどのように実現するかである。

会議の議題、会議での発表資料及びその他の会議関連資料は、下記リンクを参照のこと。

<http://www.sec.gov/spotlight/soxcomp.htm>.